

舞鶴市公告第10号

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和8年1月22日
舞鶴市長 鴨田秋津

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、清掃事務所のごみ処理施設を安全かつ適正に運転する必要があることから、(株)カナデビアエンジニアリング京都事業部(以下、「特定者」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で、以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続きに移行する。なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者との競争による契約手続きに移行する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度ごみ処理施設運転維持管理業務委託
- (2) 業務内容 第一工場の運転保守管理業務
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務目的

ごみ処理施設の適正な運転、点検整備により維持管理を行い、安全で安定した運転を継続することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 舞鶴市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - オ 公告の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者
 - ② 舞鶴市契約に係る暴力団排除措置等に関する要綱に基づく入札参加等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - カ 舞鶴市内に本社・本店があるか、もしくは舞鶴市内の支店・営業所等に入札契約等に関する権限を年間にわたって委任していること。
- (2) 技術力に関する要件
- ごみ処理施設は、重要な施設であることを十分に理解し、業務に支障を与えない技術を有し、業務において十分な実績を有すること。
- (3) 業務執行体制に関する要件
- 履行期間まで運転、点検整備し維持管理体制を持つこと。

(4) 実績に関する要件

カナデビア㈱が設計したストーカー炉(1炉あたり60t／日程度)の焼却施設の運転維持管理の経験があり、設計した技術支援が受けられ、協力して業務の実施ができること。

(5) システムに関する要件

施設の性能、機能を十分に理解し、本業務を実施し満足するような業務を行う技術を有すること。

5. 手続等

(1) 発注担当課

〒625-0062 舞鶴市字森1515番地

清掃事務所

電話・FAX 0773-63-1614 メールseiso@city.maizuru.lg.jp

(2) 公募説明書の交付期間、及び場所

交付期間:令和8年 1月 22日(木)から令和8年 2月 5日(木)まで。(土曜日、日曜日を除く毎日 9時 00分から 17時 00分まで。)

交付場所等:上記(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和8年 2月 10日(火)16時00分

提出場所:上記(1)に同じ。

提出方法:発注担当課へ持参又は郵便若しくは信書便(いずれも配達記録の残るものに限る。)また、電送によるものは受付できない。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 詳細は説明書による。